項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同項第一号中「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第二号中「三十万円」を「四十万円」に、「同条第四項第十四号」を「同条第五項第十号」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十項中「第十四項から第十七項まで及び」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項第一号中「基準日」の下に「当該適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（同日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち最も古い事業年度開始の日（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）をいう。次号において同じ。」を、「が当該」の下に「適用を受けようとする事業年度」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第二十二項を同条第十六項とする。

第二十七条の十二の五第一項中「第四十二条の十二第五項第三号」に、「同条第一項第二号イ(1)」を「同条第一項第二号イ」に改め、同項第一号中「同項第二号イ(1)」を「同項第二号イ」に、「同項第二号イ」に規定する合計した数」を「当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数（同条第五項第九号に規定する新規雇用者総数をいう。次号ロにおいて同じ。）を控除した数」に改め、同項第二号中「同条第一項第二号ロ(2)」を「同条第一項第二号ロ」に、「次に」を「当該適用年度の次に」に改め、同号イ中「第四十二条の十二第一項第二号イ」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第四十二条の十二第一項第二号ロ(2)」を「第四十二条の十二第一項第二号ロ」に改め、同号ハを同号ロとする。

第二十七条の十二の五を第二十七条の十二の四の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十二の五　法第四十二条の十二の五の二第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、次に掲げる要件を満たすものであることについて特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十一条第一項第五号に定める主務大臣の確認を受けたものとする。

一　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入計画に従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得又は製作若しくは建設をしたものであること。

二　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして財務省令で定めるものに該当するものであること。

第二十七条の十二の六を削る。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の十第七項」を「第四十二条の十第六項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改める。

第二十八条の二の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の二第一項」に改める。

第二十八条の七及び第二十八条の八を次のように改める。

第二十八条の七及び第二十八条の八　削除

第二十九条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「並びに工場用の建物及びその附属設備」を削る。

第二十九条の四を次のように改める。

第二十九条の四　削除

第二十九条の五第一項中「第四十七条の二第三項に」を「第四十七条第三項に」に改め、同項第一号中「第四十七条の二第三項第一号」を「第四十七条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第四十七条の二第三項」を「第四十七条第三項」に改め、同条第三項及び第四項中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

第三十条第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号及び第十六号において「令和二年改正法」という。）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

第三十条第三項第九号中「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　令和二年改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四の規定

第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の規定

第三十三条の四第三項中「の規定を」を「並びに第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項までの規定を」に、「同条第二項」を「法第五十七条の七第二項」に改める。

第三十三条の五第一項中「同項」を「同項並びに法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで」に、「同条第二項」を「法第五十七条の七の二第二項」に改める。

第三十五条第二項中「第二項の規定を」を「第二項並びに法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項までの規定を」に改める。

第三十六条第七項及び第三十七条第四項中「第六項並びに第六十六条の九の三第三項及び第六項」を「第七項、第六十六条の九の三第三項及び第六項並びに第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで」に、「寄附金の全額」を「寄附金の額の全額」に改める。

第三十七条の二第二項中「及び法第六十一条の三」を「並びに法第六十一条の三並びに第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで」に改める。

第三十七条の三第三項中「同項」を「同項並びに法第六十六条の十三第一項及び第五項から第十一項まで」に改める。

第三十七条の四中「第六十一条の四第二項」を「第六十一条の四第一項」に改める。

第三十八条の四第五項第二号中「当該株式」の下に「又は出資」を加え、「若しくは第六項」を「から第七項まで」に、「第九条第一項第六号」を「第九条第一項第一号ワ、第六号」に改め、同条第十五項中「とし、法第六十二条の三第四項第六号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する認定事業者である法人に対する当該法人の株主又は社員の有する土地等の譲渡」を削り、同条第十七項を削り、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　法第六十二条の三第四項第六号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する認定事業者である法人に対する当該法人の株主又は社員の有する土地等の譲渡とする。